

監査報告書

学校法人大谷学園
理事会 御中
評議員会 御中

令和 4年 5月 30日

学校法人大谷学園

監事 今井慶子



監事 野末勝宏



私たち監事は、私立学校法第37条第3項に基づいて、学校法人大谷学園の令和3年度（令和3年4月1日から令和4年3月31日まで）における計算書類（資金収支計算書、事業活動収支計算書、貸借対照表および財産目録）および学校法人の業務について監査を行ないました。

監査の結果、上記の計算書類は、法令および寄附行為に従い、学校法人大谷学園の令和4年3月31日現在の財産の状況を正しく示しているものと認めます。また、学校法人の業務については、不正の行為・事実は認められませんでした。

以上のとおり報告します。

以上